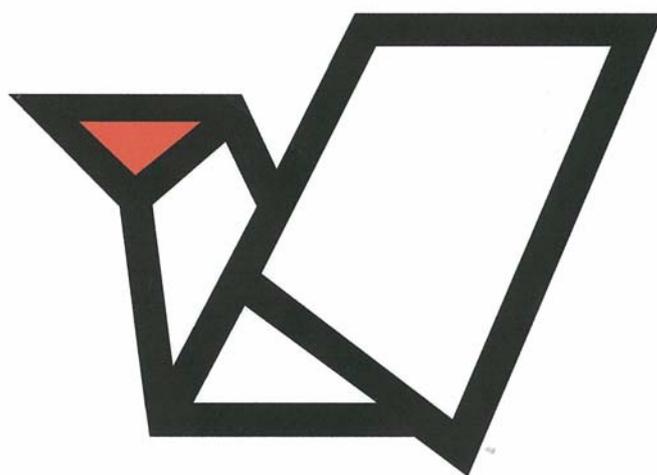


平成23年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



平成23年3月24日

平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録
平成23年3月24日(木曜日)

○議事日程・場所

平成23年3月24日 午後2時30分 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

日程第 1. 広域連合長あいさつ

日程第 2. 議席の指定

日程第 3. 会議録署名議員の指名

日程第 4. 会期の決定

日程第 5. 諸般の報告

日程第 6. 一般質問

日程第 7. 議案第1号 平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第 8. 議案第2号 平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 9. 議案第3号 平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 10. 議案第4号 平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11. 選挙第1号

日程第 12. 同意第1号

日程第 13. 陳情第1号

日程第 14. 陳情第2号

日程第 15. (追加) 閉会中継続審査

○出席議員(17人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 藤代 耕一 | 11番 | 嶋田 晃 |
| 2番 | 吉原 訓 | 12番 | 岸浪 孝志 |
| 3番 | 森 敏明 | 13番 | 松長 泰幸 |
| 4番 | 手塚 静江 | 14番 | 中尾 寛 |
| 5番 | 大桑 正貴 | 16番 | 平沢 信子 |
| 6番 | 関 美恵子 | 17番 | 国兼 晴子 |
| 8番 | 玉井 信重 | 18番 | 鈴木 守 |
| 9番 | 織田 勝久 | 20番 | 本杉 博是 |
| 10番 | 市古 映美 | | |

○欠席議員(3人)

| | |
|-----|-------|
| 7番 | 飯沢 清人 |
| 15番 | 檜山 智子 |
| 19番 | 杉崎 俊雄 |

○説明のため出席した者

| | |
|------------|--------|
| 広域連合長 | 服部 信 明 |
| 事務局長 | 細川 哲 志 |
| 業務課長 | 深澤 公 喜 |
| 会計管理者兼会計課長 | 前田 章 夫 |

○職務のため出席した者

| | | | |
|-----|--------|----|--------|
| 書記長 | 佐藤 和 男 | 書記 | 渋谷 尚 希 |
| 書記 | 鹿島 雅 人 | 書記 | 成田 花 織 |
| 書記 | 曾我 直 樹 | 書記 | 近藤 聡 |
| 書記 | 菊川 隆 志 | 書記 | 伊礼 和 美 |
| 書記 | 佐藤 修 一 | | |

【開会のあいさつ】

(午後 2 時 30 分開会)

○ 議長 (玉井 信重君)

皆様、こんにちは。 議長の玉井でございます。

失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

飯沢清人議員、檜山智子議員、杉崎俊雄議員から欠席の届けがございました。ただいまの出席議員は 17 名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成 23 年 神奈川県 後期高齢者医療広域連合議会 第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、議場配布資料①の 1 ページ議事日程表のとおりですので、よろしく願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

【諸報告】

○ 議長 (玉井 信重君)

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

区分 6 の 高橋文雄議員の辞職に伴い、平成 22 年 10 月 12 日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙におきまして、平沢信子議員が選出されました。

また、区分 7 の 鈴木惣太議員の辞職に伴い、平成 22 年 12 月 13 日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙におきまして、鈴木守議員が選出されましたことをご報告申し上げます。

【広域連合長あいさつ】

○ 議長 (玉井 信重君)

それでは、日程第 1「広域連合長あいさつ」を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので許可を致します。

服部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○ 広域連合長(服部 信明君)

皆様、こんにちは。 広域連合長の服部でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が開催されるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、3月11日に発生をいたしました東北太平洋沖地震によりまして、東北地方、関東におきまして甚大な被害が出ております。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げたいというふうに思います。

さて、本日は、平成 23 年広域連合議会の第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多忙な中にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

新たな高齢者医療制度につきましては、厚生労働大臣が主宰をいたします高齢者医療制度改革会議の中で議論がなされ、昨年末には「最終取りまとめ」が示されましたが、法案提出の進捗が当初の予定と大部違ってきている状況でございます。

広域連合と致しましては、今後の国の動向を注視しながら、常に最新の情報収集に努めるとともに、新たな制度が施行されるまでは、引き続き現行制度の下で、高齢者の皆様が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、最大限の努力をして参る所存でございます。

さて、本定例会におきましては、平成22年度一般会計及び特別会計の補正予算や、23年度一般会計予算及び特別会計予算等を上程させていただいております。

それぞれの内容につきましては、後ほど、ご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、会議冒頭にあたってのご挨拶とさせていただきたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【議席の指定】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、定例会資料7ページにございます議席表のとおり、私から指定いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会議録署名議員の指名】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番松長泰幸議員及び14番中尾寛議員を指名いたします。

【会期の決定】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

議場配布資料①の3ページ「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成22年7月分から平成22年12月分までの例月現金出納検査が実施され、また、11ページ「平成21年度 上下期分及び平成22年上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合 定期監査の結果について」のとおり、平成21年4月1日から平成22年9月30日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、ご報告申し上げます。

【一般質問】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、日程第6、「一般質問」を行います。

一般質問は、議場配布資料①19ページの「一般質問発言通告表」のとおり既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭にいただき、進行を図りたいと思いますので、ご了承の上、ご協力をお願いをいたします。

それでは、一般質問に入ります。関美恵子議員の発言を許します。

関美恵子議員。

（ 関美恵子 議員登壇 ）

○ 6番議員（関 美恵子君）

横浜市の関美恵子です。

質問に先立ち、このたびの東日本大震災の犠牲者に対し、謹んで哀悼の意を表します。あわせて被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、服部連合長に質問いたします。

昨年12月8日、厚生労働省は後期高齢者医療制度に変わる新制度を議論する高齢者医療制度改革会議で最終案を示しました。厚労省の新制度最終案は、75歳以上高齢者のうち、サラリーマンや扶養家族は、健保組合や協会けんぽなどの被用者保険に残し、残りの大多数86%は国民健康保険に移行し、75歳以上の国保は都道府県の運営にするとしています。2018年度には、現行の市町村国保も、広域化の名で都道府県国保に移行する計画です。75歳以上の医療制度は現行制度と同様、現役世代と別勘定にし、75歳以上の医療給付費の1割を75歳以上の保険料で負担し、この負担割合は高齢化の進展にともなって増加する仕組みだといわれていますが、最終案の内容はどのようなものか伺います。

12月20日に、後期高齢者医療制度改革会議が最終報告書をまとめています。それによると、75歳以上の高齢者を差別し、別勘定にして保険料を決める後期高齢者医療制度の仕組みは温存したまま、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割へ2倍化すること、その上、現在行われている低所得者の保険料を軽減する追加的な措置も、段階的に縮小する方針も打ち出したひどい内容です。

低所得者の保険料軽減の追加的措置は、制度のスタートと同時に制度に対する国民の怒りが爆発し、当時の自公政権が制度の見直しを余儀なくされた結果とられた措置です。

このような経過からも、段階的に縮小することは国民の理解が得られるとは思えず、70歳から74歳の患者負担2倍化に至っては、自公政権ですら実行できなかった暴挙です。

全国老人クラブ連合会の見坊和雄相談役が75歳以上の高齢者を別勘定にすることは反対と発言し、全国知事会も新制度は後期高齢者医療制度の単なる看板のかけかえと指摘する声明を出し、最終報告書に先立ち、民主党内のワーキングチームも70歳から74歳の患者負担倍増と低所得者向け保険料軽減措置の縮小について、慎重な検討を求める提言を行っています。最終報告書への厳しい国民の批判のあらわれと思いますが、連合長として最終報告書をどう受け止められたのか伺います。

厚労省は、昨年10月25日に新制度を議論している高齢者医療制度改革会議に財政試算を示しています。75歳以上の医療給付費の1割を75歳以上の保険料で負担するとし、高齢化の進展に伴って保険料が増加する仕組みになっていることから、2010年度と比べて、2025年度の1人当たり年間保険料は、国民健康保険に移行する75歳以上の高齢者の場合、3

万2千円増加するとしています。神奈川県保険料はどう試算しているのか連合長に伺います。

また、現在75歳以上の高齢者の患者負担を除いた医療給付費の約4割を、現役世代の保険料で賄っていますが、厚労省は、この支援金の計算方法を変更し、現行の加入者数に応じた支援額を年収に応じた支援額にし、年収の高い健保組合と公務員の共済組合の負担を増やす方針です。厚労省は、歳出増の施策を行う場合は、恒久的な財源を確保することが現政権の方針と開き直り、2013年度には70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に負担倍増させ、その国庫負担分2千900億円を減らす方針を表明していますが、重大な問題です。神田愛知県知事は、安定した保険財政のためには、国費の拡充が不可欠だが国は現在と同程度の財政責任から一歩も踏み出していないと批判しています。連合長は、国費を増やさないことについてどう受け止めているのか伺います。

民主党政権は、2013年度から新制度移行の方針でしたが、それに向けたシステム改修経費を2011年度予算に計上しませんでした。今年、1月の全国厚生労働関係部局長会議で、厚労省側は、今年の春に法案が成立することを前提として計上することは適当ではないと判断したと説明し、法案成立後の11年度補正予算か12年度当初予算にシステム改修経費を盛り込み、2年弱の準備を経て14年3月から新制度を実施する意向を示したということですが、当初の計画より実質1年遅れることから、次期保険料は現制度の元で行われることとなります。次期保険料の改定は、12年度、13年度の保険料を決めるもので、11年度中に行われるものです。厚労省の試算では、2013年度の75歳以上の一人当たりの年間保険料は7万円です。2010年度6万3千円で7千円増加しますが、神奈川県広域連合としては、保険料をいくらと想定し、どう抑制しようとしているのか伺います。

中央社会保障推進協議会が、昨年9月に行った全国調査によると、後期高齢者医療制度で保険料滞納で保険証を取り上げられ、1ヶ月から3ヶ月有効の短期保険証に切り替えられた件数が、2010年8月1日現在で、公表拒否又は調査中と回答した6県を除き、3万2,961件に達し、前年度の1.7倍にも増えていることがわかりました。短期保険証の発行は、前年比で30県で増加し、発行がゼロだった福岡県が一気に5,522件、東京都が1,407件、群馬県が830件など、6都県で大幅に増え、広島県など10道県では減少しています。神奈川県は制度導入以来1件も発行しておらず、大いに評価するところです。そこで、短期証に対する考え方を連合長に伺います。

神奈川県における昨年10月の被保険者数は74万6,352人で、所得階層別状況は、所得なしが全体の約56%を占め、200万円未満まで含めると87.5%で、大部分が低所得者といえます。2010年度の滞納者数は何人か、また、新年度予算で被保険者数を80万人と見込んでいますが、所得が低く保険料を払えない高齢者の増加が考えられますが見解を伺います。

中央社会保障推進協議会の相野谷事務局長は「所得が低く保険料を払えない高齢者が増えているのです。短期保険証で期限が切れ、病院にかかれず手遅れになり死亡に至る申告な事例が増えています」と、後期高齢者医療制度の非常さを指摘しています。新年度においても、これまでと同様に短期証の発行はすべきではありません。連合長の見解を伺います。

私は、昨年8月の広域連合議会においても、政権任期の4年以内に新しい制度に移行させるというが、仮に3年半ほどで新しい制度ができたとしても、新制度への移行は、更に2、3年かかる。現制度の廃止を新しい制度まで待てというのは、現制度の先送りに他ならないと指摘する専門家の声を紹介いたしました。後期高齢者新制度は、事実上1年先伸ばしとなっています。県広域連合への国の通知はどうなっているのか伺います。

法案提出もままならない混迷を深めていることから、新制度の見直しは不透明です。後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度にいったん戻し、新制度の見直しも含めた検討をするよ

う国に求めることを改めて強く要望しますが連合長の見解を伺って質問を終わります。

○ 議長（玉井 信重君）

ただ今の質問に対しまして、広域連合長より答弁を願います。

服部広域連合長。

（ 広域連合長 登壇 ）

○ 広域連合長（服部 信明君）

関議員さんよりご質問をいただきました、それぞれにお答えをして参りたいと思います。まず、新制度最終案の主な内容についてですが、現行制度を廃止し、年齢で区分しない制度とした上で、国民健康保険に加入となる 75 歳以上の被保険者については、都道府県単位の財政運営とすること、75 歳以上の保険料の伸びを現役世代と同程度とすること、国民健康保険については、将来的に全年齢で都道府県単位に一元化すること、とされています。

次に最終案の受け止めについてであります。今後急速に増加をする高齢者の医療費を国民全体で支えるため、公費・現役世代・高齢者間の負担を明確にすることは必要であるというふうに考えております。

次に、新制度における保険料についてであります。国の新制度案では、現行制度に引き続き、高齢者の負担能力を考慮した応分の負担として、医療給付費の 1 割程度を高齢者の保険料で賄うこととしております。

ただし、均等割の 9 割軽減など、低所得者の保険料軽減の特例措置については、負担の公平性を図る観点から、段階的に縮小するとされております。

次に国庫負担についてであります。新たな制度では、健保組合など現役世代や地方自治体の負担が増えると試算されております。この点について、国は、現行制度の問題点の一つ一つについて合理的な解決策を積み上げた結果であるとしております。

広域連合といたしましては、従来から、新たな制度の実施にあたっては、被保険者や地方自治体の負担を増やすことなく、国費を確保するよう要望してきたところであります。引き続き国に対して拡充を求めてまいりたいと考えております。

次に、次期保険料についてであります。当初は、平成 24 年度一年間だけの運営を想定した保険料率を設定する予定でありました。

しかし、現行制度の廃止が決定しない場合、平成 25 年度までの 2 か年の財政運営期間に耐える保険料率を算定する必要がございます。

広域連合といたしましては、市町村と連携して医療費の適正化を図るとともに、県の財政安定化基金を活用することなどにより、保険料の増加抑制に取り組んでまいりたいというふうにかんがえております。

次に、短期証発行についての考え方ではありますが、法令では、保険料を滞納している被保険者の方に、一般の被保険者証より有効期間の短い、いわゆる短期証を発行できることが定められております。

広域連合では、これまで短期証の発行実績はございませんが、市町村における保険料の収納対策の一つの手段と認識しておるところでございます。

次に平成 22 年度の滞納者数についてでございますが、平成 22 年度の年度途中であります

ので、滞納者の人数の把握は出来ません。

今後の滞納者数の見込みでございますが、被保険者数が年間3万人程度増加することを考えますと、滞納者数は増える可能性があります、その数を正確に見込むことは困難と考えております。

次に、新年度の短期証発行についてであります、短期証は、保険料の収納対策の一つの手段と認識しておりますので、市町村と連携を図り、具体的なケース毎に必要な対応をしてまいりたいと思います。

次に、新制度の法案の動向についてであります、国は、現在開会中の通常国会に制度改正の法案を提出する方針であると聞いておりますが、今のところ法案に関する具体的な通知はございません。引き続き国の動向を注視してまいりたいというふうに思います。

最後に、老人保健制度に戻すことを国に求める考えはないかというお尋ねでございますが、老人保健制度は、高齢者の医療費に対する現役世代と高齢者の負担関係が不明確といった問題点があると考えております。したがって老人保健制度に戻すよう国に求める考えはございません。

なお、新制度につきまして、慎重に検討することは必要と考えております。

私からは、以上です。

○ 議長（玉井 信重君）

関議員よろしいですか。

以上で、一般質問は終了致しました。

【平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）】

○議長（玉井 信重君）

次に、日程第7、議案第1号「平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

細川事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（細川 哲志君）

議案第1号「平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

定例会資料の11ページをご覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億162万7千円を増額し、予算の総額を21億7,085万5千円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の内容で、資料の14ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、17ページ以降の一般会計補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。はじめに20ページをご覧ください。

1 款、1 項、負担金は、3 億 4, 5 7 1 万 7 千円の減額でございます。これは、2 款、1 項、繰越金について、2 1 年度からの繰越額である 3 億 6, 0 8 9 万 7 千円を計上しておりますが、その内、2 1 年度に受領済みの国庫補助金等を精算した結果、国への償還金額が 1, 0 0 0 万円強生じております。これを差し引いた 3 億 4, 5 7 1 万 7 千円を県内 3 3 の市町村からの事務費負担金から減額するものでございます。

4 款、1 項、国庫補助金は、1 億 8, 4 5 9 万円の増額でございます。これは、国からの特別調整交付金と、後期高齢者医療制度事業費補助金を受け入れるための科目新設でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、2 2 ページをご覧ください。

5 款、1 項、基金繰入金は、1 8 5 万 7 千円の増額でございます。これは、臨時特例基金からの繰り入れのための科目新設でございます。

次に、2 4 ページ歳出でございますが、2 款、1 項、総務管理費は、1 億 9, 6 7 3 万 9 千円の増額でございます。歳入で計上した、国からの補助金等に基づき、対象事業費を計上するものでございます。主な内訳といたしましては、特別調整交付金を財源として市町村の実施する健康づくり等の事業に対して補助金 1 億 7, 0 0 0 万円強を交付するなどがございます。

次に、4 款、1 項、社会福祉費を 4 8 8 万 8 千円増額しております。これは、平成 2 1 年度に交付された国の特別調整交付金について、事業の確定に伴う精算額の一部を普通調整交付金に充当するため、特別会計繰出金として科目新設を行うものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（玉井 信重君）

議案第 1 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立です。よって、本件は可決されました。

【平成 2 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）】

○議長（玉井 信重君）

次に、日程第 8、議案第 2 号「平成 2 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

細川事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（細川 哲志君）

議案第 2 号「平成 2 2 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

定例会資料の 2 7 ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に、56億2,807万円を減額し、予算総額を6,085億8,625万2千円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出の補正予算の内容で、30ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。34ページ、35ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

今回の補正は、まず、療養給付費等の増加により、歳出が予算を上回る見込みがあるため、対応する財源と合わせて歳入歳出の増額をするものでございます。

また、平成21年度決算において、療養給付費が最終見込みを上回ったため、保険料等の剰余金及び国等への償還金が減少したことに伴う繰越金等の減額をあわせて行うものでございます。

はじめに、34ページの歳入でございしますが、2款、国庫支出金について、5億9,400万円の増額、3款、県支出金について、1億4,850万円の増額、4款、支払基金交付金について、1億2,327万2千円の増額、7款、繰入金について、1億8,562万2千円の減額、8款、繰越金について、63億822万円の減額とするものでございます。

次に、35ページの歳出でございしますが、1款、保険給付費について、19億8,000万円の増額、5款、基金積立金について、41億5,804万4千円の減額、7款、諸支出金について、34億5,002万6千円の減額とするものでございます。

ご説明については以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（玉井 信重君）

議案第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、日程第9、議案第3号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

広域連合長に説明を求めます。

服部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○ 広域連合長（服部 信明君）

議案第3号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説

明申しあげます。

定例会資料41ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、20億2,131万2千円と定めるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の内容で、44ページの第1表歳入歳出予算のとおり定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、47ページ以降の一般会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

48ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

はじめに、歳入でございますが、1款、分担金及び負担金は、18億5,150万7千円で、構成市町村からの事務費負担金でございますが、前年度に比べ、1億1,751万9千円の減となっております。昨年11月の広域連合規約改正が、23年4月1日から施行されることを受け、共通経費の均等割部分について均等割率を10パーセントから5パーセントに引き下げて算定をしております。

2款、国庫支出金は、1億6,770万3千円で、特別調整交付金と、後期高齢者事業費補助金でございます。国庫補助金につきましては、これまで当初予算に計上しておりませんでした。しかし、国において制度を安定的に運営していく事業とし、継続しているため当初予算に計上しております。

3款 繰入金は、200万円で、後期高齢者臨時特例基金からの繰入金でございます。

次に、49ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款、議会費は、151万円、2款、総務費は、20億980万1千円を計上いたしました。主な事業をご紹介しますと、高齢者医療管理費として、長寿健康増進事業や、ジェネリック医薬品の希望カードの配布を予定しております。

次に、医療費適正化としてレセプト点検等の事業費や電算システムの運用管理等を計上しております。

また、構成市町村からの派遣職員給与に相当する広域連合事業費負担金でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（玉井 信重君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

【平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、日程第10、議案第4号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

広域連合長に説明を求めます。

服部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○ 広域連合長（服部 信明君）

議案第4号「平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

定例会資料の65ページをご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、6,379億5,586万6千円と定めるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の内容で、68ページの第1表歳入歳出予算のとおり定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を、478億円と定めるものでございます。

次に、予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。72ページ、73ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

本制度は、2年間で単位に財政運営を行うこととなっております。平成22年度から2年間の運営期間の1年目は、ほぼ保険料算定時の見込みどおり推移しております。

従いまして、2年目にあたる平成23年度予算につきましても、保険料算定時において見込んだ額を基本として編成しております。

総額については、被保険者数が3万人程度増加する見込みであることなどから、平成22年度当初予算と比べて、237億4,154万4千円の増額となっております。

はじめに、72ページの歳入でありますが、主なものといたしまして、1款、市町村支出金は、1,240億917万円、これは、県内33市町村の保険料等負担金や、療養給付費負担金でございます。

2款、国庫支出金は、1,730億9,760万1千円、これは、療養給付費等の負担金並びに、財政調整交付金と制度運営に係る事業費補助金でございます。補助金の内容は、健康診査事業にかかる補助金や、保険料軽減にかかる交付金などでございます。

3款、県支出金は、493億8,062万1千円、これは、療養給付費等の負担金などでございます。

4款、支払基金交付金は、2,846億5,232万6千円、これは、社会保険診療報酬支払基金が国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する現役世代からの支援金でございます。

7款、繰入金は、63億8,322万8千円、これは、保険料軽減にかかる財源として、国

からの交付金を積み立てている臨時特例基金と、2カ年の安定的な財政運営に向け設置をしております療養給付費等支払準備基金から繰り入れるものなどでございます。

次に、73ページの歳出でございますが、主なものといたしまして、1款、保険給付費は、6,321億7,606万3千円でございます。

なお、このうち、療養給付費等が大半を占めており、その予算額は、6,280億2,498万5千円でございます。この他、審査支払手数料、葬祭費がここに含まれております。

2款、県財政安定化基金拠出金は、5億4,416万円、これは、広域連合の安定的な財政運営を確保するため、県に設置された基金への拠出金でございます。

4款、保健事業費は、18億9,500万円、これは、市町村が行う健康診査事業に対し、交付する補助金でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（玉井 信重君）

議案第4号について、市古映美議員から討論の通告がありましたので、発言を認めます。

市古映美議員。

（市古映美議員 登壇）

○ 10番議員（市古 映美君）

討論に先立ちまして、今回の大震災で甚大な被害を受けられたすべての皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議案第4号、平成23年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、反対し、討論を行います。

新年度の特別会計予算案は、歳入歳出ともに6,379億円であり、2010年度当初予算に比べ、237億円、3.8パーセント増となっております。

被保険者数は、新年度に3万人増の80万人と見込み、療養給付費を被保険者数の増加などの要因により、2010年度当初予算比468億円、8.1%増の6,280億円としています。この療養給付費は、2010年度の執行状況を見ると、ほぼ保険料算定時点での見込みどおり推移しているため、新年度予算についても、保険料算定時の見込値を基本として編成したとしています。

保険料について、新年度は特定期間の2カ年目であるため、保険料率は2010年度、平成22年度と同じにしており、均等割額39,260円、所得割率7.42%で、1人当たり平均保険料は、年額85,724円としています。これは、改定年次前より年額で166円低く抑えたとしても、依然として、東京都に次いで全国で二番目に高い保険料になっています。

今回、療養給付費とともに、保険料算定の基礎と位置づけられる審査支払手数料の1件当たり単価を85円から75円に引き下げ、予算額を2010年度当初に比べ2億円減の19億円としたことは当然の措置といえます。

また、葬祭費3億円増や保健事業の受診率24.0%への引き上げ等も、高齢者の要望の一定程度反映したものといたします。

しかし、全国二番目に高い保険料負担は、1割・3割の窓口負担とあわせて、後期高齢者へ

の過酷な負担、耐え難い負担となっていることが是正されていないことが最大の問題です。

所得階層別被保険者状況は、「所得なし層」が全体の56%前後を推移し、年収200万円以下の方の割合は、2009年度10月時点で87.11%、2010年度10月時点で、87.57%と若干増えています。

保険料滞納者は08年度の11,735人、09年度は18,519人と、この時点で1.6倍に増えています。

この間、後期高齢者医療制度は、高齢者の生活実態から見ても過酷な保険料を押し付けることで、国民の批判が集中しました。その結果、法定減免制度は、9割軽減措置、特例措置としての8.5割軽減など低所得者対策を実施せざるを得ませんでした。

県広域連合でも、保険料減免規定と利用料減免規定を策定し、実施していますが、保険料減免制度の利用状況は2010年末で、申請件数は38件、決定されたのは36件という、ほんのわずかな人でしか活用されておりません。18,500人余という、これほどたくさんの滞納者がいるにもかかわらず、ほとんど活用されていないのは周知の不徹底と、収入減少の基準があまりにもきびしく絞り込まれていることにあります。

一貫して、この制度の改善を求めてきましたが、実現できていません。

厚生労働省は、後期高齢者医療制度に変わる新制度の実施時期を、当初の計画から実質1年遅らせる方針を明らかにしました。2年弱の準備期間を経て、2014年3月から新制度を実施する意向を示しています。

神奈川県広域連合が発行している保険証の有効期限は4年間で、2012年7月で更新されます。2012年度は2年に1度の保険料の改定の時期でもあります。

その保険料算定は、2011年度に行われることとなります。

このままでは、確実に保険料の値上げが行われます。2011年度末の県財政安定化基金の残高は約60億円になるということですが、あらゆる努力をして保険料の値上げは行わないことを要望します。

神奈川では、この間09、2010年ともに短期保険証の発行はゼロでした。次期保険証の更新時に、保険料滞納者に対して短期保険証が発行されることを危惧します。せめて短期保険証の発行は、引き続きゼロを守っていただきたいことを強く要望します。

所得が低く保険料を払えない高齢者が増え、他都市では短期保険証で期限が切れ、病院にかかれず手遅れになり死亡に至る深刻な事例が増えています。

かつての老人保険制度では、保険証はいかなる事情があっても交付されていました。改めて、この後期高齢者医療制度の非常さを物語るものです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら思い負担を我慢せよと迫る高齢者いじめの本当にひどい制度です。

ところが、新制度案でも75歳以上の現役サラリーマンと、サラリーマンの扶養家族を除いた大多数の高齢者を現行制度と同じ仕組みに囲い込むというものです。

装いは新制度に変わっても、中身は後期高齢者医療制度の根幹を温存しているものです。新

制度によるごまかしをやめ、公約どおり、後期高齢者医療制度を廃止するよう求めます。

以上のことを踏まえ、わが党として後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、老人保健制度に戻すことを求めている立場から、議案第4号については賛成できないことを表明し、討論を終わります。

○議長（玉井 信重君）

討論は以上であります。これより本件について採決を致します。

お諮り致します。本件について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について】

○議長（玉井 信重君）

次に、日程第11、選挙第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙管理委員の選挙は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第15条第3項及び地方自治法第292条の規定において準用する同法第182条第2項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第292条の規定において準用する同法第118条第2項の規定による指名推選とし、補充員につきましては、その順序を付して私から指名いたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、私から指名をいたします。

お手元に配布いたしました、議場配布資料①の21ページ「選挙管理委員会の委員・補充員名簿（案）」のとおり、それぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が当選されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について】

○議長（玉井 信重君）

次に、日程第12、同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

服部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○ 広域連合長（服部 信明君）

同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」、提案理由のご説明を申しあげます。

議場配布資料①の23ページをご覧ください。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

この規定に基づきまして、識見を有する者といたしまして、4月23日に任期満了となります森 高繁氏を再任いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。森 高繁氏は、森税務会計事務所におきまして税理士としてご活躍をされており、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する方であり、監査委員の適任者と存じます。ご説明は以上でございます。

森 高繁氏を再任することについて議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（玉井 信重君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

無いようでありますので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定をいたしました。

【陳情】

○ 議長（玉井 信重君）

次に、議長あて、平成23年3月14日付けで、2件の陳情書が提出されました。

この際、本2件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なしのあり」）

ご異議なしと認めます。

よって、本2件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、議場配布資料①の25ページをご覧くださいと思います。

日程第13、陳情第1号、「保険料滞納の実態を明らかにし、経済的困難による保険料滞納者への差し押さえは行わないことを求める陳情書」、日程第14、陳情第2号「経済的理由による保険料納付困難者を救済する保険料減免、窓口一部負担減免規定の改善を図ることを求める陳情書」についてを議題といたします。

本2件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第129条の規定に基づき、議会運営委員会に付託をいたします。

そのため、この付託案件審査のため、暫時休憩といたします。

(午後3時26分休憩)

【委員長報告（陳情第1号）】

(午後3時58分再開)

○ 議長（玉井 信重君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、「陳情第1号について」議会運営委員会へ付託いたしておりましたが、嶋田晃議会運営委員長より報告を求めます。

嶋田 晃議会運営委員長。

(委員長 登壇)

○ 議会運営委員長（嶋田 晃君）

ただいま議題となりました「陳情第1号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査の上、採決を行いましたところ、賛成少数で、不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○ 議長（玉井 信重君）

ありがとうございました。ただ今議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については関美恵子議員から討論の通告が出ておりますので発言を許します。

関美恵子議員。

(関美恵子議員 登壇)

○ 6番議員（関 美恵子君）

私は、陳情第1号に賛成し、討論いたします。

陳情は、神奈川県社会保障推進協議会より提出され、保険料滞納者の生活実態を早急に明らかにすること、滞納者への差し押さえは、滞納原因を特定した上、広域連合長の許可を得て実施する以外には、差し押さえは行わないことを求めたものです。

2010年5月末現在で、保険料滞納者が18,519人になっていますが、この中には、年金収入18万以下の方も多いたことが想像できます。国民皆保険の立場から少額年金者や無年金者など、経済的困難による滞納者への保険料軽減は必要です。ところが、県広域連合は滞納者の生活実態の調査・把握をしないまま、市町村に保険料徴収をかぶせて、生活実態が反映されない機械的な対応になっております。

昨年、全国で3万件を超す短期証の交付が明らかになり、高齢者の医療からの排除が問題になっています。

制度導入以来、1件も短期証を発行していない県広域連合として、減少傾向にあるとする滞納者の解消のためにも、早急に滞納者の生活実態を調査すべきと考えます。

また、生存権や財産権を侵害する滞納者への差し押さえも発生しています。県広域連合では、2009年度に実質4件の「換価差し押さえ」いわゆる差し押さえた財産を強制的に金銭に換える手続きを確認しているようです。

2010年度は調査中とのことですが、滞納者の生活実態を把握していないことから、生活費が除かれているのかの確認もできないまま、滞納分に充当する差し押さえは問題です。

陳情の主旨に賛成し、採択を強く求め討論を終わります。

○議長（玉井 信重君）

討論は以上でありますので、これより本件について採決致します。

本件については、議会運営委員会では不採択であります。委員会報告の通り決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【委員長報告（陳情第2号）】

○議長（玉井 信重君）

次に、日程第14、「陳情第2号について」、議会運営委員長の報告を求めます。

嶋田 晃議会運営委員長。

（委員長 登壇）

○議会運営委員長（嶋田 晃君）

ただいま議題となりました「陳情第2号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査の上、採決を行いましたところ、賛成少数で、不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（玉井 信重君）

ありがとうございました。ただ今議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、関美恵子議員から討論の通告が出ておりますので発言を許します。

関 美恵子議員。

（関 美恵子議員 登壇）

○6番議員（関 美恵子君）

私は、陳情第2号に賛成し、討論いたします。

陳情は、神奈川県社会保障推進協議会より提出され、経済的理由による保険料納付困難者を救済する保険料減免、窓口一部負担減免規定の改善を図ることを求めたものです。

2010年度における所得階層別被保険者状況によると、被保険者全体の87.6%が年間所得200万未満で、そのうち所得なしが全体の56%と過半数を超えています。年金収入18万円以下の方や、低所得者・無年金の方が多数含まれていると考えられます。

しかし、保険料法定軽減対象者は、均等割9割軽減対象20%を含め、全体の49%に過ぎず、特に単身世帯では、所得の約1割の重い保険料負担になっています。

制度が無収入の人からも保険料を徴収する仕組みのため、救済措置の必要から、県広域連合としても保険料減免規定や利用料減免規定を策定しておりますが、その利用状況は、2009年度申請件数85件に対し、適用実績72件、2010年度は、昨年12月末現在で申請件数38件に対し、適用実績36件と、あまりにも低い実績です。利用料減免規定については、2009年度は実績0件、2010年度はわずか1件という実績です。被保険者の87%が窓口負担1割であるにもかかわらず、この実績では制度の拡充はもとより、十分な周知も求めざるを得ません。

市町村国保では、経済的理由で被保険者としての資格を失わないよう、救済措置がとられています。県内のいくつかの市町村条例は、収入実態が生活保護基準の110%もしくは120%以下になった場合も減免の対象とし、救済する規定となっています。

県広域連合としても、こうした規定を上回る規定を設けるなど、減免規定を拡充し周知徹底を図るべきと考えます。

陳情の採択を強く求め、私の討論を終わります。

○議長（玉井 信重君）

討論は以上でありますので、これより本件について採決致します。

本件については、議会運営委員会では、不採択でありましたが、委員会報告通り決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（玉井 信重君）

次に、「閉会中継続審査」についてを議題といたします。

議場配布資料②の5ページをご覧ください。

ただいま、議会運営委員会嶋田委員長から議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（玉井 信重君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会あいさつ】

○議長（玉井 信重君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可致します。

服部広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○ 広域連合長(服部 信明君)

本日、定例会におきましてご提案を申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、いづれもご賛同をいただきました。厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、本日の会議は、私の広域連合長の最後の議会となりました。この間の、皆様方のご指導、ご鞭撻に対しまして、この場を借りて、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

なお、4月1日からは、本日出席をされておりますが、阿部副広域連合長が連合長に就任されるとなっております。引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に、今後とも本制度の運営につきまして、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきたいというふうに思います。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

○ 議長(玉井 信重君)

これをもちまして、平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午後4時10分閉会)

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 玉 井 信 重

議 員 松 長 泰 幸

同 中 尾 寛